



小諸市産の野生きのこについて国から出荷制限の指示がありました

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、平成 25 年 10 月 1 日付けで原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により、小諸市において産出された「野生きのこ」について、当面の間、出荷を差し控える旨、知事から関係自治体の長と関係事業者等に要請するよう指示がありました。

県では既に小諸市に対して、平成 25 年 9 月 30 日付けで、野生きのこの採取、出荷及び摂取の自粛を要請しているところですが、今回の指示を受けて、改めて出荷の制限を要請してまいります。

また、野生きのこについては、県民の皆様には安心していただけるよう、きのこの発生状況を見ながら、佐久地域を重点に、県下でモニタリング調査を実施しています。

国による出荷制限要請地域（H25.10.1 付け）

小諸市

これまでの国による出荷制限要請地域
佐久市 小海町 南牧村 軽井沢町 御代田町

○ これまでの特用林産物の検査結果は、以下の県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/shinshunoki/index.html>

○ 関連資料については、以下の県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/hoshase/kennaisankinoko.html>

○ 山菜・きのこ類の生産に関するご相談は、別紙の相談窓口で受け付けます。

○ 本プレスリリースに関するお問い合わせは、信州の木振興課で受け付けます。

【別紙】

○ 山菜、きのこ類の生産等に関する相談窓口

【平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで】

相談窓口	電話番号
林務部 信州の木振興課	0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 6 7
佐久地方事務所 林務課	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 5 4
上小地方事務所 林務課	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 3 8
諏訪地方事務所 林務課	0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 2 0
上伊那地方事務所 林務課	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 2 5
下伊那地方事務所 林務課	0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 2 5
木曾地方事務所 林務課	0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 2 5
松本地方事務所 林務課	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 2 8
北安曇地方事務所 林務課	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 2 2
長野地方事務所 林務課	0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 2 3
北信地方事務所 林務課	0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 1 6